



社会福祉法人のぞみの家福祉会

障がいのある方の身近な「相談支援事業所」

相談室みらい

障がいのある方・障がいのあるお子さんの「生活に関する困りごと」や「福祉サービス利用に関すること」など、相談支援専門員がご相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

※「相談支援専門員」は、障がい福祉サービス等の利用に関する相談員です。

相談支援専門員への相談に、お金はかかりません。(無料です。)



相談室みらいには、
いろいろな相談がよせられています。

子どもの放課後や学校の夏休みに過ごせる場所はありませんか？



就職して働きたいけど、まだ会社で働く自信がありません。就職するための練習ができる場所はないですか？

一緒に暮らしている親も高齢になってきたので、将来の暮らしが心配です。
「グループホーム」って、どんなところですか？

アパートで一人暮らしを続けたいけど、料理や洗濯など家事をすることが苦手なので、できないところをだれかに手伝ってもらうことは、できませんか？

【裏面あり】

《ご相談の流れ》… 福祉サービス利用のご相談の場合

- 詳しい相談内容をお聞きします。ご本人（ご家族）の状況や希望等を確認します。
- 必要な福祉サービス等の情報をお伝えし、一緒に支援の方法を考えます。



- 利用を希望される福祉サービスの紹介、見学同行等の利用支援を行います。



- 福祉サービスの利用希望がある場合は手続き（申請）等の支援を行います。
- ※ 福祉サービスの利用申請を行う際に、市役所担当者との面談に同席したり、福祉サービスの利用に必要な「サービス等利用計画書」を作成します。福祉サービス事業所との連絡調整を行います。



- 定期的にサービス利用状況の確認（ご本人、ご家族、サービス事業所）を行います。
- ※必要に応じて、支援方法の見直し等が行われる場合もあります。



『利用者負担額の上限』^①

【障がい者の利用者負担】 ^①		【障がい児の利用者負担】 ^①	
障がい者本人(18歳以上)と配偶者 ^②		保護者の属する住民基本台帳での世帯 ^②	
区分 ^③	負担上限額(月額) ^④	区分 ^③	負担上限額(月額) ^④
生活保護 ^⑤	0円 ^⑥	生活保護 ^⑤	0円 ^⑥
低所得 ^⑤	0円 ^⑥	低所得 ^⑤	0円 ^⑥
一般 1 ^⑤	9,300円 ^⑥	※一般 1 ^⑤	4,600円 ^⑥ 9,300円 ^⑥
一般 2 ^⑤	37,200円 ^⑥	一般 2 ^⑤	37,200円 ^⑥

※一般1:4,600円(通所施設、ホームヘルプ利用の場合)^⑦
 ※一般1:9,300円(入所施設利用の場合)^⑧

《相談方法》

- ①電話：下記、電話番号までお問い合わせください。
- ②メール：下記、メールアドレスまで相談内容をメールしてください。
- ③訪問：相談者（ご本人、ご家族、関係者）のご自宅等に伺わせて頂き、面談を実施します。
- ④来所：相談室みらいに来所して頂き、面談を実施します。

☎0254(26)8822

（お気軽にご連絡ください）

社会福祉法人のぞみの家福祉会 相談室みらい

〒957-0057 新潟県新発田市大手町5丁目2番7号

メー ル:soudan-mirai@grace.ocn.ne.jp FAX:0254-23-2011

営業 日:月曜日～土曜日(休業日:国民の祝日ならびに年末年始)

営業時間:8:30～17:30

法人HP:<http://www.nozominoie.or.jp/>(『社会福祉法人のぞみの家福祉会』で検索)

～より良い暮らしを応援します～